

産業の振興・活性化

第1節 農林業の振興

- (1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化
- (2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進
- (3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮
- (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

第2節 工業の振興

- (1) 経営基盤の安定化
- (2) 異業種間交流の促進
- (3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進
- (4) 企業立地基盤の整備
- (5) 環境と調和した工業地の整備促進と調査研究

第3節 商業の振興

- (1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生
- (2) 経営近代化の支援
- (3) 商業基盤の整備
- (4) 商業活動の推進
- (5) 商業活動のネットワーク化

第4節 観光資源の連携強化

- (1) 観光基本計画の策定
- (2) 温泉街の振興
- (3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進
- (4) 観光施設の充実
- (5) 交流交通の促進

第5節 新たな観光資源の開発

- (1) 地域資源の活用と再発見
- (2) 観光農業の推進
- (3) 外国からの観光客誘致の推進

第6節 勤労者対策の充実

- (1) 就業機会の充実
- (2) 相談事業の充実
- (3) 福利厚生の実施
- (4) 勤労者福祉施設の活用



第1節 農林業の振興

基本計画

現況と課題

農業生産の担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷など、農業を取り巻く状況は、目まぐるしく変化しています。これを踏まえ、国では重点的に取り組むべき課題や施策を盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」を策定し、また、県でも「群馬県農業振興プラン2010」を策定してきました。

本市においても、これらの計画を基本とし、多様化する消費者ニーズを踏まえ、畜産環境対策、環境保全型農業の推進や農業農村の活性化が急務となっています。

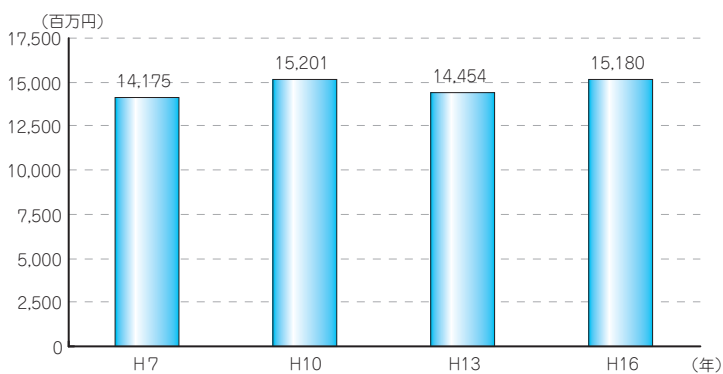
本市の農業産出額は約152億円で、県内12市の中で第5位となっています。農業産出額のうち、約58%を畜産が占めており、赤城、北橋地区に集中しています。

また、本市は、県内有数のコンニャク生産地であるとともに、群馬用水を活用した野菜栽培が行われています。赤城西麓地帯では畑地の総合整備が進められており、コンニャクや野菜を中心とした土地利用型農業が展開されています。さらに、伊香保温泉などの観光地に隣接した地理的条件を活かし、リンゴ、イチゴなどの観光果樹園や農産物直売所などを核とした観光農業のほか、女性起業家による農産物加工や地域農産物を活用した新商品開発、宿泊施設への食材供給なども行われており、観光資源としての地域農産物の利用促進が、ますます求められています。

本市は、市域の44.6%を山林が占めていますが、国産材需要の伸び悩みなどに伴う材価の低迷や、林業従事者の高齢化などの影響により、近年における林業経営戸数や面積は、ともに減少傾向にあります。こうしたなか、林業の安定的な生産を確保するため、林道開設などによる生産基盤の整備をはじめ、間伐、保育などの施業の計画的な推進、生シイタケを中心とするキノコ生産のより一層の推進や、森林病虫害の被害防除対策などが求められています。

また、伊香保、小野上、子持、赤城地区の鳥獣保護区に指定されている区域などではイノシシなどの有害鳥獣が多く繁殖しているものと懸念され、特に耕作地、樹園地などで農林作物被害が多発しているため、被害防止が求められています。

農業産出額の推移



資料：生産農業所得統計



新鮮な食材を求めにぎわいある「農産物直売所」

市民意識調査



- 農業の支援や市民参加を行政で呼びかけてほしい。

基本方針

国や県などの農林業振興施策を踏まえ、本市の地域特性に即した農林業施策の展開を図るため、自立する農林業経営の実現や、豊かな市民生活を支える活力ある農林業と農村の振興を推進します。

施策の展開

(1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化

認定農業者*¹を中心とした個別経営体や組織経営体*²、法人経営などによる強い経営主体の育成を図るとともに、多様な新規就農者への支援に努めます。

担い手を主力にコンニャクや野菜をはじめとした農林産物の生産振興を推進し、生産技術や新品種の導入と普及を図り、高品質化、低コスト化、ブランド化、高付加価値化を推進し、観光資源としても積極的な活用を図ります。

(2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進

農林産物の安全確保、消費者の安心確保、地産地消、食育の推進を図るとともに、資源循環型農業*³や環境負荷を軽減した農業の実践を推進します。

(3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮

地域農業の維持、強化と、地域農産物の生産振興を図り、農地、農業用水、農道などの保全整備、確保とあわせて農村環境の整備を推進します。

(4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

森林自然環境の保全とその利活用に努めます。また、森林病虫害の防除対策や野生鳥獣との共存共生に配慮した被害防止対策を推進します。

林道、作業道の整備を充実し、維持管理の合理化を図ります。また、林業後継者や従事者の育成確保と、間伐、造林、保育などの森林施業の共同化の促進に努めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
認定農業者数	236人	249人
認定農業者への農地集積率 (農地集積面積)	23.0%(536ha)	32.0%(622ha)

*1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が、基準(①市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的で総合的な利用を図るために適切であること)に適合するとして、市町村から認定を受けた農業者のことです。

*2 個別経営体・組織経営体：個人(一世帯)単位の経営体と、法人化していない組織経営体のことです。

*3 資源循環型農業：自然の恵みによりもたらされる持続的で再生可能な有機性資源(わら類、収穫残さ、剪定枝、家畜排泄物、生ごみ、林地残材など)を堆肥化により土づくりに有効利用するなど、資源の循環利用を促進する農業形態のことです。

第2節 工業の振興

現況と課題

本市の工業は、豊富な水資源を利用した鉄鋼、化学などの重化学工業製品の工場が発達し、関越自動車道の開通後は、飲料、食品関係企業の進出もあり、これらの製造品出荷額の全体における割合が高くなっています。近年、製造品出荷額は増加傾向で推移しており、渋川地区が出荷額全体の約9割を占め、本市の工業生産力を牽引しています。

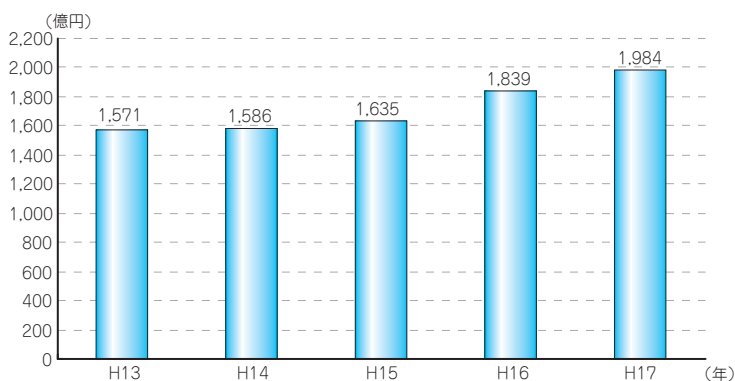
しかし、本市の工業を構成する企業の大半が中小企業であることから、経営基盤が弱く、経済情勢の変化の影響を受けやすい状況にあり、中小企業を中心とした工業の活性化に向けて経営基盤の安定化を図っていく必要があります。

中小企業を支援する取り組みとして、国や県では、企業・大学などの研究機関・行政の三者が連携し、共同して研究開発を進める産学官連携が推進されています。本市でも、企業に対して積極的に産学官連携を推進するための情報提供を行うとともに、他企業との異業種交流を図るなど、多様な振興策により企業の人材育成や技術の向上を促進していくことが求められています。

また、ものづくり産業を活性化するため、国や県では、新製品開発、新技術の向上に取り組む中小企業を支援する政策が推進されています。県でも「1社1技術*1」企業選定事業に取り組んでいます。今後、県に認定された市内の「1社1技術」選定企業のネットワーク化などを進め、産業の活性化を図ることが求められています。

さらに、工業の一層の発展を図るため、有馬企業団地を中心に企業誘致を推進するほか、市内事業所数、従業者数の減少傾向も考慮し、環境と調和した新たな企業立地の可能性などについて、関係機関と連携し調査研究をしていく必要があります。

工業製品出荷額の推移



資料：工業統計調査



利根川沿いは県下有数の工業地帯

市民意識調査



- 工業の振興による活性化をしてください。

基本方針

産学官連携による取り組みや活性化、経営基盤安定化のための様々な施策を促進するとともに、環境に配慮した企業立地基盤整備に努めます。

施策の展開

(1) 経営基盤の安定化

商工会議所や商工会など関係機関と連携し、中小企業の経営改善、新たな創業についての相談などの施策を推進します。各種制度融資の普及、充実など、金融機関などの関係機関とも連携した取り組みにより、市内工業の活性化など経営基盤安定化を支援します。

(2) 異業種間交流の促進

企業における新分野の検討や製品開発、販路開拓などを進めるため、県をはじめとした関係機関から協力を得て、経営者や技術者などの研修会や、産学官連携による交流活動を促進します。

(3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進

優れた技術を有する中小企業に対して、ものづくり基盤技術の高度化や研究開発支援など、国や県の制度の普及啓発に努めるとともに、県で認定する「1社1技術」選定企業のネットワークの構築や、知的財産対策、販路開拓などを支援するため、関係機関との交流を促進します。

(4) 企業立地基盤の整備

有馬企業団地などの周辺道路網の整備、工業用水の確保などにより、総合的な企業立地基盤の整備に努め、企業誘致を進めます。

(5) 環境と調和した工業地の整備促進と調査研究

既存工場・施設の改善や緑化を促進するとともに、周辺環境の保全や緑地の確保に配慮しながら、新たな企業立地について調査研究を進めます。

指標

項目	現状値 (平成17年度)	目標値 (平成24年度)
製造品出荷額	1,984億円	2,230億円
項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
有馬企業団地進出企業数 ()内は、工業団地面積	1 (供用済面積0.26ha)	4 (残面積2.1ha)

*1 1社1技術：県において、「ものづくり立県ぐんま」を目指して、企業が誇りうる技術、これはといえる技術を開発し、保有し、改善し続けることが重要であるという趣旨のもと、県内中小製造業者から各社の誇る独自技術を申請してもらい、「1社1技術」選定企業として認定するもので、平成12年度から実施しています。

第3節 商業の振興

基本計画

現況と課題

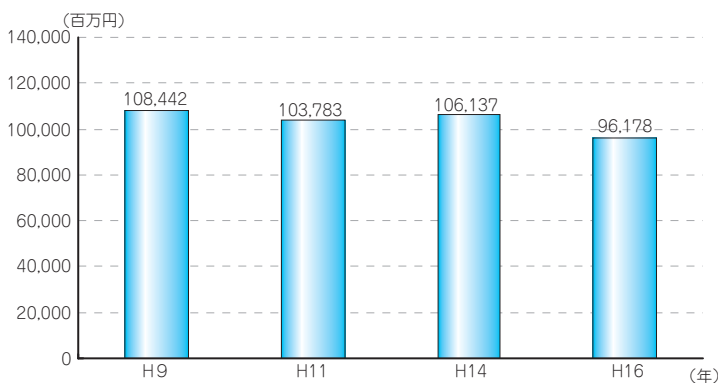
本市の商業は、小売販売額が年々減少傾向にありますが、小売吸引力*1は県内でも高く、比較的自立的な商圈を形成しています。渋川地区では、商店数、従業員数を見ても市内全体の約6、7割を占めており、本市の商業機能の中核を担っています。

商店街の振興については、今後、商工関係団体との連携により、商業者の経営安定化を支援するとともに、駐車場整備など来街者の利便性の向上を図るための商業基盤整備が求められています。また、商店街が行うイベントなどに積極的に支援し、商店街の活性化を図っていく必要があります。さらには、地区ごとに分散した商業者が協力し、相乗的に商業環境の充実が図られ、観光や農業など地区ごとに特色を持った地場産業が連携していくために、関係団体との調整が急務となっています。

一方、渋川地区の中心的商業地域であった四ツ角周辺からJR渋川駅に至る地域については、大型店舗の郊外出店などの影響や社会情勢の変化に伴う人口、商店数の減少などにより空洞化を招いています。

このようなことから、中心市街地のあり方についてのこれまでの考え方を見直し、車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりを視野に入れつつ、中心市街地の活性化について取り組む必要があります。さらに、区画整理事業の進捗状況などを見極めながら、市民や商業者が主体となって進めるまちづくりへの支援や、商工関係団体との協力体制をこれまで以上に構築していく必要があります。

小売販売額の推移



資料：商業統計調査



J R 渋川駅前商店街

市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- 中心市街地に人々が集い、特に高齢者の住みよいまちにしたい。

市民意識調査



- 人と人がふれあい、会話のある商店街の復活
- テーマをもった活性化の取り組みが必要
- 気軽に立ち寄れる身近な商店街の再生

産業の振興・活性化

基本方針

市全体の商業機能のバランスや周辺地域の商業集積の変化を踏まえ、既存商店街を中心とした地域の商業活性化、地域に身近な魅力ある商業環境の創出など、各地区の特性に応じた商店街の振興や商業環境の整備・充実を推進します。

施策の展開

(1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生

都市拠点として位置付けられるJR澁川駅周辺の中心市街地について、商業活性化のための諸施策を推進するほか、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、コンパクトでにぎわいあふれる中心市街地の活性化に向けた検討を進めます。

(2) 経営近代化の支援

商工会議所や商工会といった商工関係団体との連携強化を図り、社会状況の変化に対応した経営指導や経営安定化のための融資制度の充実を図ります。

(3) 商業基盤の整備

既存商業地域内における居住機能の向上や駐車場整備など来街者のための利便性向上を図り、総合的な都市機能の回復や充実に努めます。

(4) 商業活動の推進

地元消費拡大の促進や、新たな商品開発、商業イベントなどに対する支援により、商業活動の推進を図ります。

(5) 商業活動のネットワーク化

各地区の事業者の連携や、観光や農業などの地場産業とのネットワーク化を進め、商業活動の充実を図ります。

指標

項目	現状値 (平成16年度)	目標値 (平成24年度)
年間商品販売額	1,651億円	1,800億円

*1 小売吸引力：市または地区の人口あたりの小売販売額を県の人口あたりの小売販売額で除したものです。1以上であれば、市または地区外からも買い物が流入していることとなります。

第4節 観光資源の連携強化

基本計画

現況と課題

平成18年度に「観光立国推進基本法」が施行され、観光が21世紀におけるわが国の重要な政策の柱として明確に位置付けられ、地方自治体においても、地域の特性を活かした主体的な取り組みが求められています。

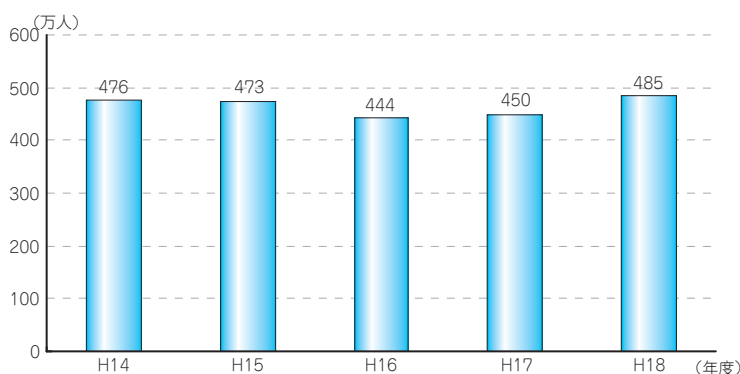
本市には、全国有数の温泉として名高い伊香保温泉があり、毎年多くの観光客が訪れています。アルテナード*1を中心とした地域連携による観光宣伝や、各地区の温泉施設や観光施設の維持、充実により、平成18年度には約485万人の観光客が本市を訪れています。特に観光の核となる伊香保地区では、現在、より多くの集客を図るため、温泉街の再生に取り組んでいます。

今後、伊香保温泉と各地区に点在する豊富な観光施設や観光資源の連携を踏まえた「観光基本計画」を策定し、観光のまちづくりに向けた計画的な取り組みが必要となっています。

また、既存の観光ルートに加え、新たな観光ルートの設定により地域資源の連携を強化するとともに、一体的な宣伝活動を行い、市内に観光客を回遊させ、市域全体としての観光地化を図ることが求められています。さらには、既存の観光施設の利便性やサービス体制の充実を図るとともに、それぞれの施設の特長を活かしながら、官民協働により施設間の連携を進めていくことが求められています。

こうした観光施策の一層の推進を図るため、首都圏からの接続性の良さを活かし、本市の玄関口である渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR渋川駅から観光客を誘導するための案内方法や公共交通機関の充実を図ることが求められています。

観光客入込数の推移



資料：群馬県国際観光課



日本三大名段 伊香保温泉 石段街

市民会議の提言



市民と行政が協働でできること

- 市内各地の特長を活かした観光ネットワークづくりに取り組みたい。

市民意識調査



- 観光振興に更に力を注いでほしい。
- 渋川の独自のものをPRしていくことが必要

産業の振興・活性化

基本方針

伊香保温泉を核として、市域に点在する観光資源の充実を図りながら、一体的な宣伝活動を行うとともに、観光ルートの整備により、観光資源の連携強化を図り、観光客が再び訪れたい観光地づくりを推進します。

施策の展開

(1) 観光基本計画の策定

観光のまちづくりを進めるため、明確な目標を定めた「観光基本計画」を策定し、魅力ある観光地づくりを計画的に推進します。

(2) 温泉街の振興

本市の観光の核となる伊香保温泉については、景観に配慮した温泉街の整備を推進するとともに、観光客が、安全で安心して滞在できる取り組みの支援を行います。

また、人づくり事業などを通じて市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進

市域全体を観光地として捉え、一体的な宣伝活動を積極的に推進するとともに、渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR各駅からの交通の便を考慮した各地区を巡る新たな観光ルートを設定し、各種団体や企業と連携を図りながら、観光客が回遊できるような魅力ある観光地づくりを推進します。

また、前橋、高崎地域や吾妻、利根沼田地域との連携により、広域的な観光ルートの研究を進めます。

(4) 観光施設の充実

既存施設の利便性やサービス体制を見直すとともに、施設の特長を活かした施設のイメージアップを推進します。

(5) 交流交通の促進

観光客が公共交通機関を利用して市内を回遊することができるよう、将来道路交通網の整備との整合性を図りながら、鉄道やバスなどの関連企業との協力体制のあり方を含め、JR渋川駅を中心とした二次交通*2の充実について研究を進めます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
観光客数	485万人	500万人
宿泊者数	121万人	130万人

*1 アルテナード：日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの9kmを結ぶ県道の愛称で、イタリア語のアルテ（芸術）と英語のpromenade（散歩道）の一部を組み合わせた造語です。

*2 二次交通：複数の交通機関を使用する場合の二種類目の交通機関のことを指します。主には鉄道駅から路線バスなどを使って観光地などへ向かう交通手段のことです。

第5節 新たな観光資源の開発

基本計画

現況と課題

本市では、市域の観光資源を掲載した観光パンフレットやマップなどを作成し、市内全域を回遊できる魅力ある観光地づくりに取り組んでいます。一年を通じて、桜、ツツジ、アジサイなど四季折々の花を楽しむことができるとともに、白井宿八重ざくら祭りや渋川へそ祭り、伊香保ハワイアンフェスティバルなど、様々な祭りやイベントが堪能できます。

今後、市域の観光資源をこれまで以上に宣伝するとともに、埋もれた地域資源を様々な視点から掘り起こし、観光資源としていかに活用していくかが求められています。

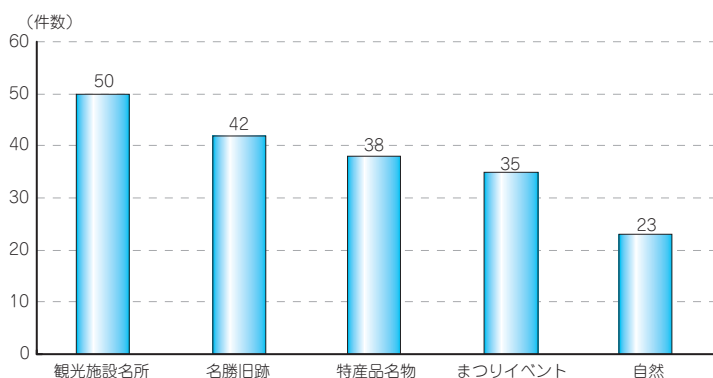
また、農業がさかんな本市では、各地で新鮮な野菜などが収穫されているほか、リンゴ、イチゴ、ブルーベリーなどの果樹園や、農産物直売所、そば打ち、コンニャク加工などを体験できる施設などが点在し、農業と観光の連携が見られます。

今後、農村地域の豊かな自然や文化、人々との交流を滞在型で楽しんでもらうグリーンツーリズム*1の推進や、特産品の開発、地産地消の推進による観光を促進していく必要があります。

「観光立国推進基本法」には、観光立国実現のための、国際競争力強化が盛り込まれており、また、県では、平成22年度までに海外誘客を年間10万人とする目標を立てています。本市においても、伊香保温泉というブランドを活かした県内有数の観光地として海外誘客が期待されています。

今後、県や他地域との連携による宣伝活動を行うとともに、外国人が安心して観光できる環境づくりが求められています。

観光ガイドマップ掲載資源数



資料：観光課（平成19年3月発行渋川市観光ガイドマップ）



イチゴ狩りを楽しむ観光客

市民会議の提言



行政ができること

- へそ祭りに多くの市民が参加できるように、仮装行列などの企画を入れてほしい。
- スポーツイベントとタイアップした観光振興を図ってほしい。

市民意識調査



- 河川敷や山林、自然を売りにした観光の振興
- 歴史ある山車まつりやへそ祭りの継続、充実
- 新市が一体となる事業を行ってほしい。
- もっと気軽に老若男女が参加できる祭りにしてください。

産業の
振興・活性化

基本方針

点在する地域資源を見直し、四季折々の花や、地区が受け継いできた祭りやイベント、農産物を中心とした特産品などを観光資源として捉えるとともに、既存の観光資源と結びつけ、本市の新しい魅力を国内外に発信します。

施策の展開

(1) 地域資源の活用と再発見

四季折々の花や各地区の祭り、イベント、文化財などを観光資源として捉え、その充実化を図るとともに、本市の魅力として積極的な宣伝に努めます。

また、景観、人材、自然など様々な視点から、地域資源を改めて見つめ直し、観光資源として既存の観光資源と結びつけた活用方策について検討を進めます。

(2) 観光農業の推進

農産物をはじめ、地域の特産品についてブランド化を図り、積極的に宣伝することで、観光地としての価値を高めます。

また、市内に点在する果樹園や農産物直売所とさらに連携を深め、グリーンツーリズムや豊富な農産物の地産地消を積極的に推進します。

(3) 外国からの観光客誘致の推進

本市観光協会が加盟する渋川地区観光特別宣伝協議会*²や県、他地域との連携により、外国からの観光客を誘致するため、独自の観光商品の企画や宣伝活動に積極的に取り組みます。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
外国人宿泊者数	1,600人	3,200人

- *1 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。
- *2 渋川地区観光特別宣伝協議会：伊香保温泉観光協会や渋川市観光協会が中心となり、県行政事務所や農業指導センターなども参加して、民間団体や企業などとともに渋川広域圏全体の観光を広く宣伝し、誘客の増加と産業の振興を目指すための組織のことです。

第6節 勤労者対策の充実

基本計画

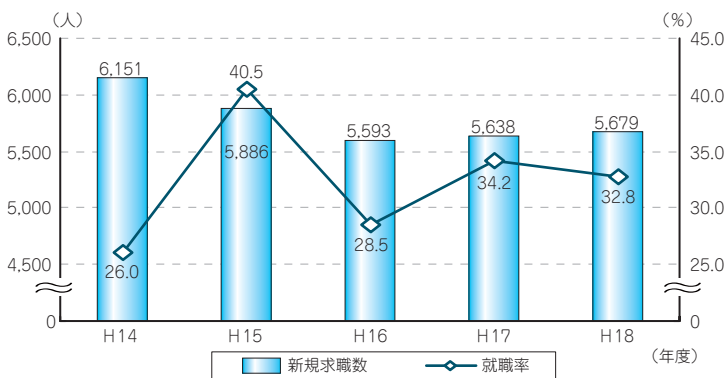
現況と課題

最近の雇用情勢は、景気の回復に伴い、全国での有効求人倍率が1倍を超えた一方、パート、派遣労働者が増加し、就業形態の多様化が進んでいます。企業の国際化、技術革新による経営の効率化が進むなかで、勤労者の就労環境はより厳しさを増すことが予想されます。また、産業構造の変化により、ものづくり製造業から情報、医療、福祉、教育などのサービス産業が増加しています。

このようななか、本市の雇用環境は、有効求人倍率が全国平均を下回っており、依然として厳しい状況となっています。特に若者や高齢者、女性、障害者の就労機会の拡充が厳しいことから、今後もハローワーク*1や県など関係機関と連携し、就業を支援するための雇用対策を進めていく必要があります。

また、雇用問題への相談体制や勤労者の福利厚生充実など、勤労者福祉施設の積極的な活用もあわせ、就労環境の改善について関係機関と連携した取り組みが求められています。

新規求職数と就職率の推移



資料：渋川公共職業安定所



就業援助相談

市民会議の提言



行政が
できること

- 高齢者を中心とした就労支援を充実してほしい。

市民意識調査



- 就労機会の充実や年齢制限などの緩和
- パート雇用機会の充実

産業の
振興・活性化

基本方針

勤労者が、安心して働ける職場環境の向上と福利厚生に向けた取り組みを促進するとともに、若者、高齢者、女性や障害者を含めた全員参加型社会*²の実現を目指し、雇用対策の充実に努めます。

施策の展開

(1) 就業機会の充実

若者向けの就職支援、高齢者、女性の就職促進、障害者の働ける環境づくりの確保のためにハローワークをはじめとする関係機関と連携を図り、適性職業の助言指導や雇用情報の提供や啓発に努めます。

(2) 相談事業の充実

雇用環境の厳しいなか、家計を補う内職情報などの相談事業を推進するほか、複雑化する雇用問題を巡るトラブルなどに対応するための相談事業を推進します。

(3) 福利厚生の充実

勤労者の居住環境の向上や、従業員の確保定着を図るための福利厚生施設の充実に努めます。また、勤労者の生活の安定のため、生活資金の融資事業を推進するほか、中小企業従業員の福祉増進と雇用の安定を図るため、退職金共済制度の普及を推進します。

(4) 勤労者福祉施設の活用

勤労福祉センターを勤労者の研修や地域の人々との交流の場として、総合的な福祉施設としての活用を推進します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
有効求人倍率	0.9倍	1.0倍
相談窓口の利用件数	905件	1,000件

- *1 ハローワーク：正式名称を「公共職業安定所」という厚生労働省の行政機関です。仕事を探している人に求職情報を提供し、その仲介や、雇用保険の業務をしています。
- *2 全員参加型社会：誰もが社会とのつながりを持ち、就業を中心に能力を活かすことにより、社会を支える側に回ることができる社会のことです。